

本校の校則の考え方について

R5,7,10 校長 大澤宏規

1 要点

- 校則は、子どもの認知発達という視点で **必要** とするのが本校の立場です。 ※1
- ただし、校則の内容は、時代や社会の変化に応じて **改善** が要ります。 ※2
- 厳しく守らせる法令ではなく、子どもに自分のふるまい等を自省する機会を与える **教材** です。 ※3

※1

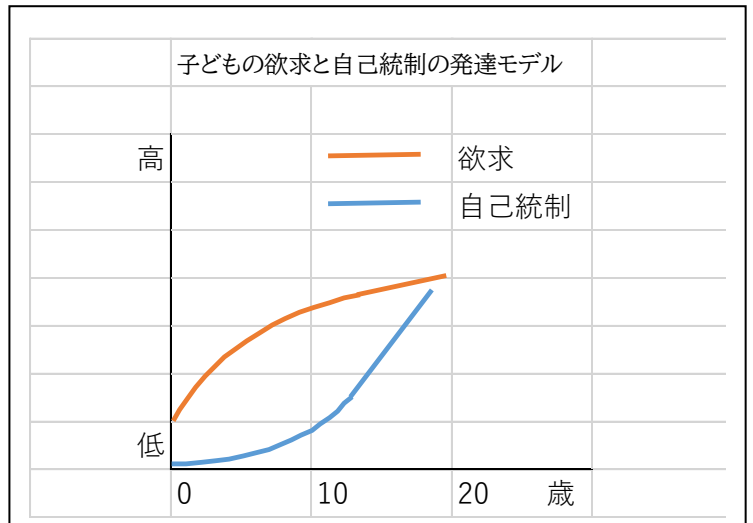
子どもは、認知発達上、「欲求」の強まりに対して、「自己統制」する能力が遅れて発達することが知られています。

つまり、自分の欲望を適切にコントロールできるようになるとされている18～20歳までの期間は、幼少期は家庭が、学齢時以上は学校が、その差異をうめるための練習・訓練をする機会が必要になるという考えは、デュルケム(注1)など過去の研究による根拠のもと続けられてきました。

(成人年齢の根拠は、この考え方です)

注1 デュルケム(1965)

「子供が規則を尊ぶことを学び、またかくせねばならぬがゆえに自制し、我儘を捨てる習慣を身につけるのは、学校規則の尊重を通じてである。それは義務が持つ厳しきの最初の体験であって、真摯な生活はまずここから始まる」



※2

「ブラック校則」が話題になっています。これは過剰に規則を守らせようと、無理な「自己統制」を強いているものを対象にしている議論であり、校則不要論とは別であると捉えています。自己統制の発達が未熟な子供に、「すべて自分で考えて行動しなさい、そのかわり自己責任ですよ」、とするのが、いかに厳しい要求であり、子どもの立場になっていないことがわかります。つまり、問題は校則そのものではなく、「内容」のほうです。

※3

あくまでも、校則は学校の都合で決めるものではなく、子どもの社会性の発達のための教材です。

「この校則に照らして、自分はどうだろうか」「社会生活上、自他の不利益にならないだろうか」と大人(ここでは保護者や教職員)と一緒に考えさせ、自分事として納得の上で生活する練習の機会としてとらえます。

2 保護者の皆様をお願いしたい事(生徒指導主事より)

- 現在、校則的な扱いとなっている「学校のきまり」に対して意見をいただきます。
- 「守らせる」よりも「共に考えられる」内容を重視した表現を目指して、皆さんの考えを収集します。
- 併せて、もちろん児童生徒の意見を収集する機会を設けるので、適宜ご家庭で話題にして下さい。